

大津市フルタイム会計年度任用職員募集要項
【職種：看護保健職3種 介護支援専門員 長寿福祉課】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

1 募集人数 4人(週38時間45分)

2 募集職種 看護保健職3種 介護支援専門員 長寿福祉課

3 業務内容

地域包括支援センターにおける包括的支援事業及び介護予防支援事業に係る業務

- (1) 総合相談事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業
- (5) 生活支援体制整備事業
- (6) 認知症総合支援事業
- (7) 地域ケア会議推進事業
- (8) 介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント) 等

【業務内容の変更範囲】: なし

4 募集対象

- (1) パソコン(ワード・エクセル)の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (3) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格を有すること
- (4) 普通自動車免許(運転免許取得後1年経過していること)を有すること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時受付

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- (1) ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- (2) 写真を貼付した履歴書
- (3) 介護支援専門員資格免許証の写し
- (4) 有効期限内の主任介護支援専門員研修受講証明書の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市健康福祉部長寿福祉課 「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2741

7 選考日時及び選考会場

随時開催。選考日時、会場の詳細については、応募受付後、追って連絡します。

8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、試験終了後一週間以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月以降各月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで）を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	下記の地域包括支援センターのいずれか 堅田あんしん長寿相談所 大津市本堅田三丁目17-14 中あんしん長寿相談所 大津市浜大津四丁目1-1 膳所あんしん長寿相談所 大津市膳所二丁目5-5 瀬田あんしん長寿相談所 大津市大江三丁目2-1 ※勤務地については、面接時に希望を伺い、選考により決定します。なお、年度途中や年度替わりに、勤務地を異動する場合があります。
勤務地変更の可能性	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒（市が直接運営する7箇所の地域包括支援センターのいずれかに変更する場合があります。） 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日） ※業務上、必要に応じて休日出勤の場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与）

	特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週38時間45分勤務（1日7時間45分×週5日） 8時40分～17時25分 休憩60分
基本給	月額284,472円～300,024円（地域手当込） ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当が要件により支給されます。 退職手当（月18日以上の勤務月が連続6ヶ月を超えると、7ヶ月目より退職手当の支給対象となり、雇用保険の適用除外となります。6ヶ月までは雇用保険の対象です。）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（6ヶ月まで） ※フルタイム1年目（12ヶ月まで）は健康保険についてのみ、共済組合員（短期・福祉事業のみ対象）となっております。フルタイム会計年度任用職員として雇用された時点から、月18日以上の勤務月が連続12ヶ月を超えると、13ヶ月目から共済組合員（長期給付も適用対象）となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
福利厚生	大津市勤労者互助会に加入（任意）する場合、入会金全額及び月会費の半額は市で負担します。 12ヶ月以後、共済組合員（長期給付対象）となった場合は、大津市職員互助会に加入（全員）します。
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。